

盛土規制法の許可基準について

令和 7 年 1 月

栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班

許可基準等一覧

基準等	内容	法令
住民周知措置	当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じていること	法第11条 法第29条
技術的基準	工事の計画が技術的基準に適合していること	法第12条第2項第1号 法第30条第2項第1号
資力信用	工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があること	法第12条第2項第2号 法第30条第2項第2号
工事施行者の能力	工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること	法第12条第2項第3号 法第30条第2項第3号
土地所有者等の同意	工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること	法第12条第2項第4号 法第30条第2項第4号

※ 工事の施行に伴う災害を防止するため、許可に際して、必要な条件を付することがある。

住民への周知措置

- 宅地造成等に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じる必要があります。

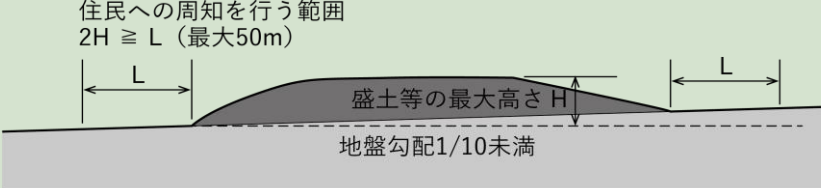
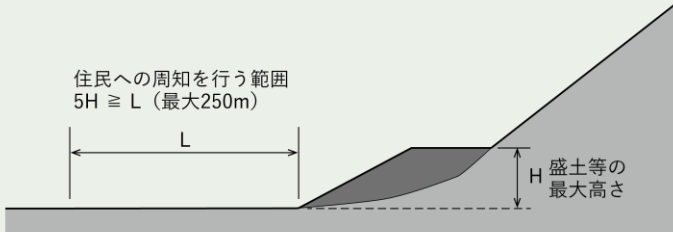
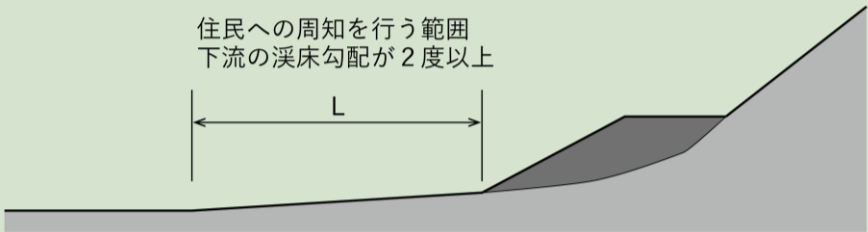
周知の方法

- 工事の内容を周辺住民に周知させるための措置の方法は、①～③方法から選択する。
- なお、溪流等（政令7条2項2号に規定する土地）において高さが15mを超える盛土をする場合は、①の説明会が必須となる。
 - ① 宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催
 - ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布
 - ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供する

周知する工事の内容

宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
<ul style="list-style-type: none">・ 工事主の氏名又は名称・ 工事が施行される土地の所在地・ 工事施行者の氏名又は名称・ 工事の着手予定日及び完了予定日・ 盛土又は切土の高さ・ 盛土又は切土をする土地の面積・ 盛土又は切土の土量	<ul style="list-style-type: none">・ 工事主の氏名又は名称・ 工事が施行される土地の所在地・ 工事施行者の氏名又は名称・ 工事の着手予定日及び完了予定日・ 土石の堆積の最大堆積高さ・ 土石の堆積を行う土地の面積・ 土石の堆積の最大堆積土量

住民への周知措置

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
<ul style="list-style-type: none"> ①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土等の境界(のり尻から)から水平距離 $2H$ 以上 (最大50m) ・ 盛土等の隣接地 <p style="text-align: center;">住民への周知を行う範囲 $2H \geq L$ (最大50m)</p>  <p style="text-align: center;">盛土等の最大高さ H 地盤勾配1/10未満</p>
<p>腹付け盛土</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土等の境界 (のり尻) から水平距離 $5H$ 以上 (最大250m) <p style="text-align: center;">住民への周知を行う範囲 $5H \geq L$ (最大250m)</p>  <p style="text-align: center;">盛土等の最大高さ H</p>
<ul style="list-style-type: none"> ①規則第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土 ③谷埋め盛土 ④腹付け盛土 (腹付け盛土の周知を行う範囲に溪流等の溪床が存在するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下流の溪床勾配が2度以上の範囲 <p style="text-align: center;">住民への周知を行う範囲 下流の溪床勾配が2度以上</p> 

平地盛土 : 勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 腹付け盛土 : 勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 谷埋め盛土 : 谷や沢を埋め立てて行う盛土

主な技術基準一覧

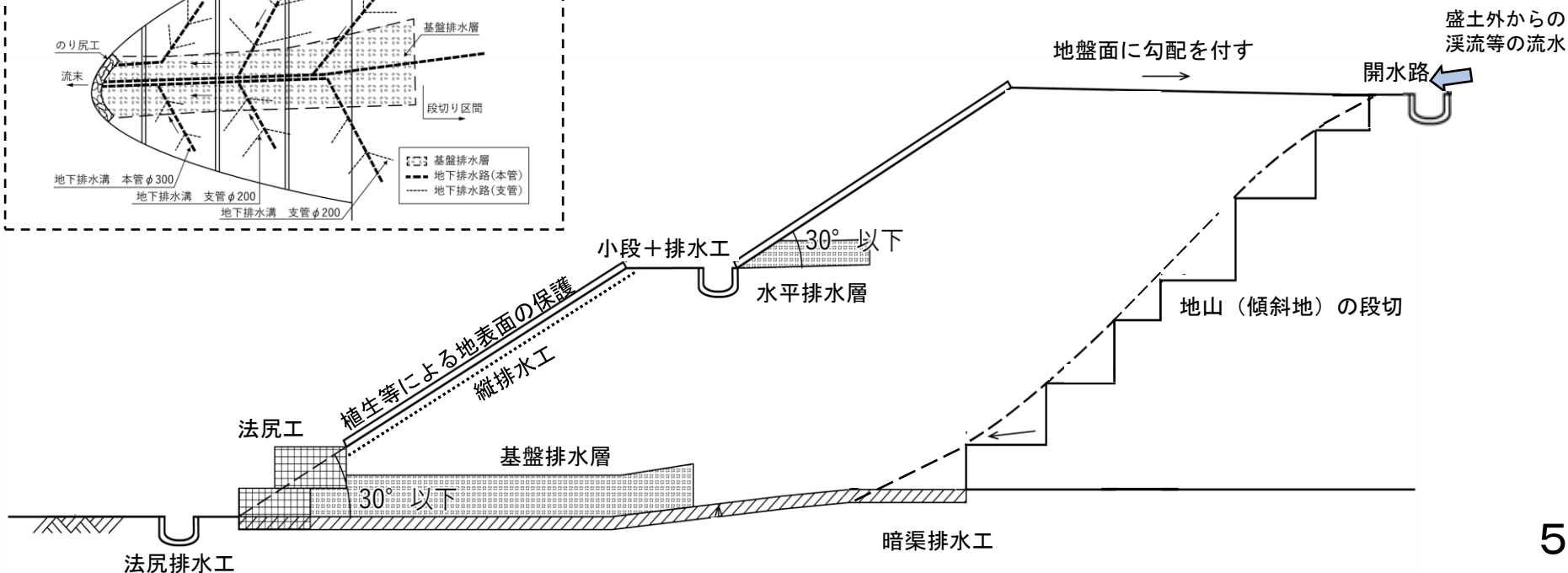
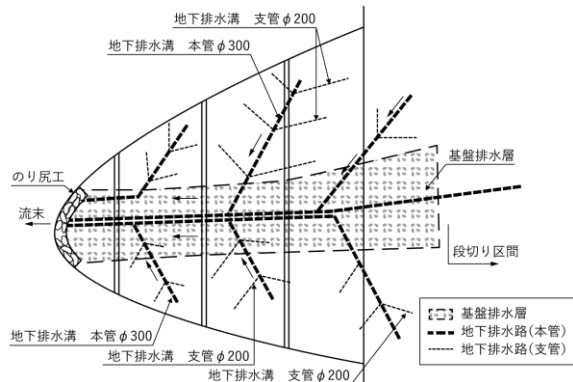
主な技術基準の項目	概要説明ページ※
盛土の技術基準	P 5
切土の技術基準	P 7
鉄筋コンクリート造擁壁の技術基準	P 8
練積み造擁壁の技術基準	P 9
崖面崩壊防止施設の技術基準	P 10
のり面保護工の技術基準	P 11
排水・治水対策の技術基準	P 12
土石の堆積の技術基準	P 13
盛土の締固めの留意事項	P 14
溪流等の範囲	P 15

※ 概要説明ページでは、各技術基準の主な概要をまとめていますが、基準の詳細は、今後公表予定の「栃木県盛土規制法許可事務の手引き」をご確認ください。

盛土の技術基準（主なもの）①

- 盛土の安定性を確保するために、適切なのり面形状の確保（勾配・小段）、傾斜地の措置（段切り）を実施
- 盛土内に浸透した雨水・地下水を速やかに排水するために、地下水排除工（暗渠排水工、基盤排水層）や盛土内排水層（水平排水層）を設置し、暗渠流末の処理（法尻排水工）を実施
 - ※基礎地盤から湧水や地下水の上昇を防ぐため溪流等では原則設置（盛土外からの溪流等の流水は開水路等で処理）
- 盛土のり面の侵食・崩壊を防ぐため、のり面・地表面の保護に加え、排水施設（排水工）の設置等を実施
- 山地の特性や大規模な盛土形状に対して詳細な安全対策を検討するため、一定の盛土では安定計算を実施

<基盤排水層と暗渠排水工の平面図>



盛土の技術基準（主なもの）②

○次の要件に該当する場合は、盛土の状況に応じ、適切な計算式を用いて安定計算（常時・大地震時）を実施

- ・ 溪流等で行われる盛土（小規模なものを除く）
- ・ 溪流等以外で行われる15mを超える盛土等
- ・ 大規模盛土造成地（谷埋め型大規模盛土造成地※¹、腹付け型大規模盛土造成地※²）

○原地盤や周辺地盤の地形等を調査の上、適切な土質定数や間げき水圧等を設定して計算を実施

○安定計算の審査にあたっては、専門家の意見を聴取

※¹ 盛土をする土地の面積が3,000㎡以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの

※² 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20°以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上となるもの

<安定計算の種別>

盛土の種別	標準的な計算の種別	
	円弧滑り面法	二次元の分割法
溪流等で行われる盛土（小規模なものを除く）	○	— ※3
溪流等以外で行われる15mを超える盛土等	○	— ※3
谷埋め型大規模盛土造成地	—	○
腹付け型大規模盛土造成地	—	○ ※4

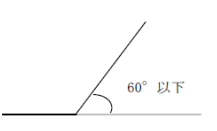
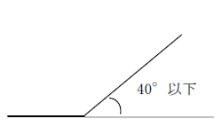
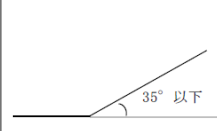
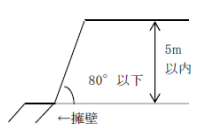
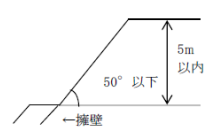
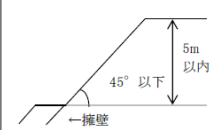
※³ 大規模盛土造成地に該当する盛土は二次元の分割法を標準とした検討も必要

※⁴ 二次元の分割法のうち簡便法により検討

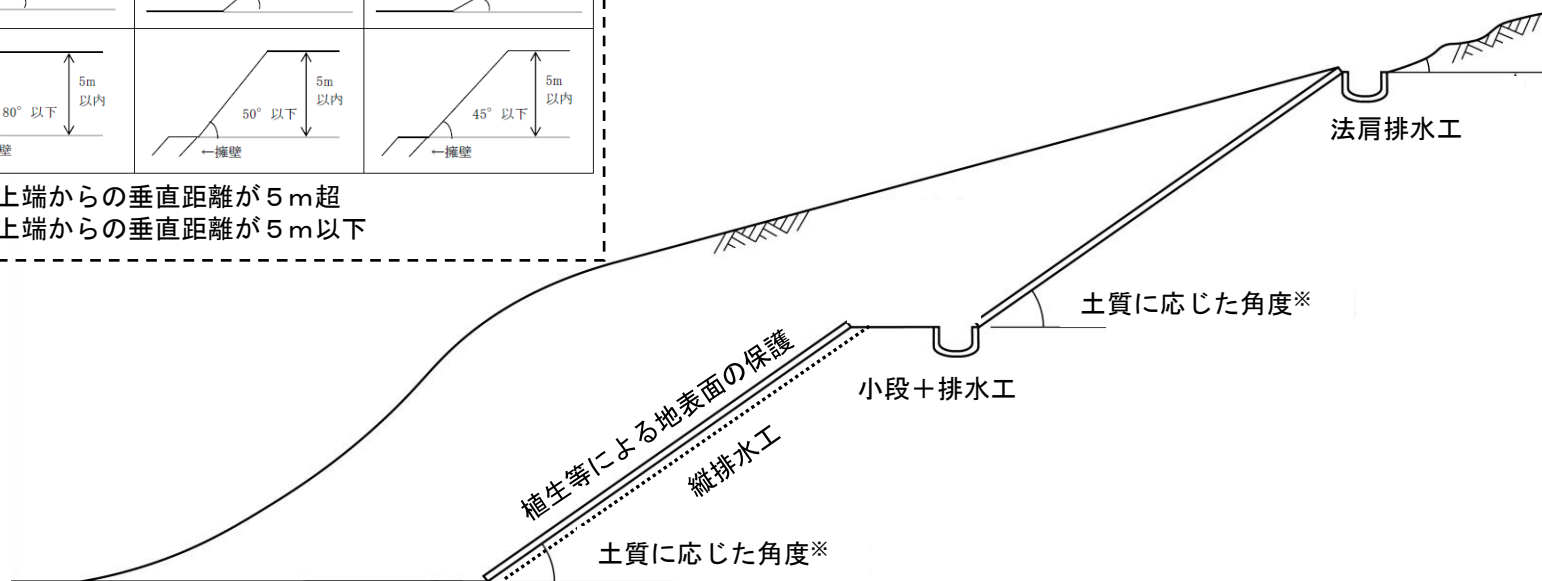
切土の技術基準（主なもの）

- 切土の安定性を確保するために、適切なのり面形状を確保（土質・高さに応じたのり面勾配、小段の設置）
- 切土のり面の侵食・崩壊を防ぐため、のり面・地表面の保護に加え、排水施設（排水工）の設置等を実施

※適切なのり面勾配（擁壁を設置する必要がない勾配）

	軟岩 (風化の著しいものを除く。)	風化の著しい岩	真砂土、関東ローム 硬質粘土、砂利 その他これに類するもの
①	 60° 以下	 40° 以下	 35° 以下
②	 80° 以下 5m 以内 ←擁壁	 50° 以下 5m 以内 ←擁壁	 45° 以下 5m 以内 ←擁壁

- ・①崖の上端からの垂直距離が5m超
- ・②崖の上端からの垂直距離が5m以下

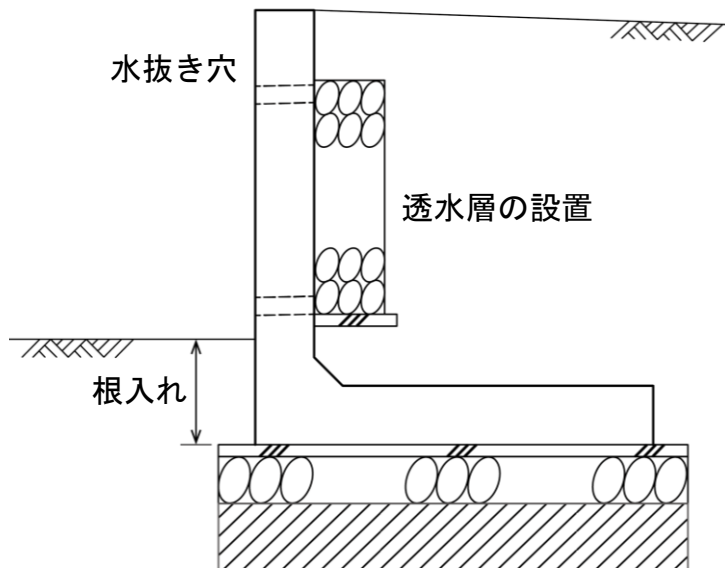


鉄筋コンクリート造擁壁の技術基準（主なもの）

- 盛土又は切土により生じた崖は、原則として擁壁で覆うこと（擁壁設置の必要がない崖面を除く）
- 擁壁背面の排水を適切に行うため、透水層や水抜き穴等を設置
- 基礎底版が地表に出ないように、一定の根入れ深さを確保
- 盛土規制法に基づき国土交通大臣が認定した擁壁（大臣認定擁壁）を使用する場合、適合状況の確認が必要

<擁壁の構造計算の方法>

- ・土圧、水圧、自重等によって擁壁が転倒・滑動・沈下・破壊しないよう、擁壁の安全性（常時）を確認
- ・安全性の検討に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定



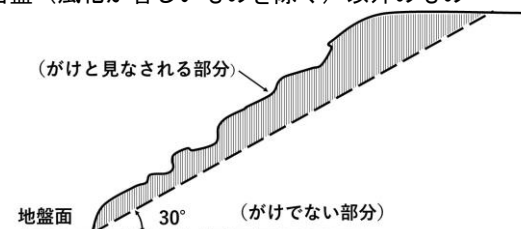
<擁壁の設置が必要な崖>

- ・盛土をした土地の部分に生ずる高さが1 m超の崖
- ・切土をした土地の部分に生ずる高さが2 m超の崖
- ・盛土と切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2 m超の崖

<擁壁を設置する必要がない崖>

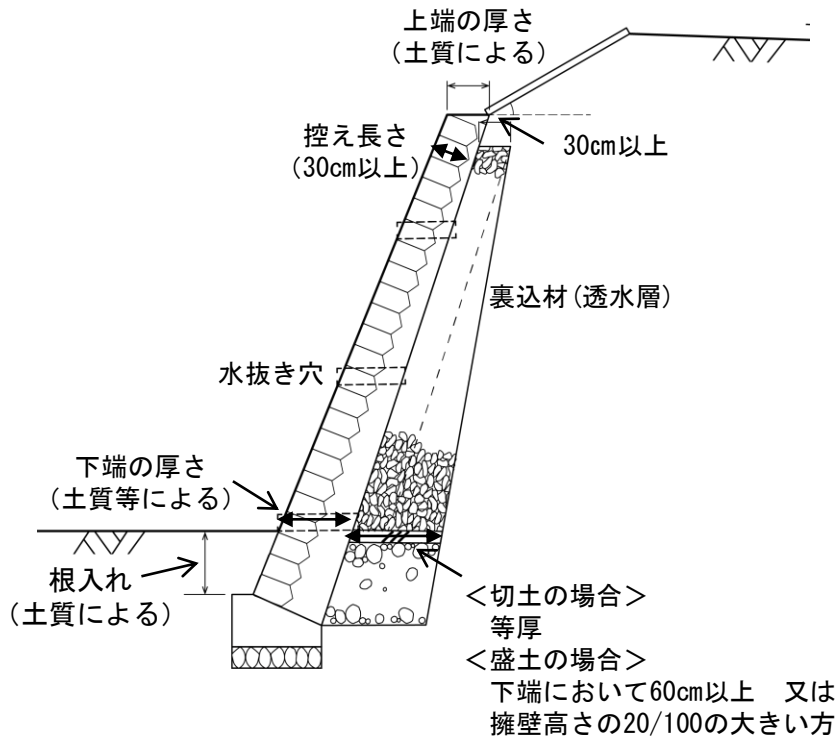
- ・切土により生じた崖又は崖の部分であって、土質に応じて定められたのり面の勾配以下の場合、擁壁の設置は不要
- ・安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖
- ・崖面崩壊防止施設が設置された崖

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化が著しいものを除く）以外のもの



練積み造擁壁の技術基準（主なもの）

- 盛土又は切土により生じた崖は、原則として擁壁で覆うこと（擁壁設置の必要がない崖面を除く）
- 擁壁背面の排水を適切に行うため、透水層や水抜き穴等を設置
- 基礎底版が地表に出ないように、土質等に応じた一定の根入れ深さを確保
- 盛土規制法に基づき国土交通大臣が認定した擁壁（大臣認定擁壁）を使用する場合は、適合状況の確認必要



<擁壁の設置が必要な崖>

- ・盛土をした土地の部分に生ずる高さが1m超の崖
- ・切土をした土地の部分に生ずる高さが2m超の崖面
- ・盛土と切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2m超の崖

<擁壁を設置する必要がない崖>

- ・切土により生じた崖面又は崖面の部分であって、土質に応じて定められたのり面の勾配以下の場合、擁壁の設置は不要
- ・安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ・崖面崩壊防止施設が設置された崖面

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化が著しいものを除く）以外のもの

<擁壁の勾配・高さ・崖の土質に応じた各種数値>

土質	勾配 (N)	高さ (H)	練積み造擁壁				
			上端の厚さ (W ₁)	下端の厚さ (W ₂)	根入れ深さ (h)	裏込材の厚さ (g ₁)	
第一種 岩、岩屑、砂利又は砂、砂利まじり砂	70° < N ≤ 75° (約3分勾配)	H ≤ 2m	40	40	35 cm以上で 0.15H以上	30 cm以上	60 cm以上で 0.2H以上
		2m < H ≤ 3m	50	45			
	65° < N ≤ 70° (約4分勾配)	H ≤ 2m	40	40			
		2m < H ≤ 3m	50	45			
	N ≤ 65° (約5分勾配)	H ≤ 3m	40	45			
		3m < H ≤ 4m	50	60			
第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土又は、これらに類するもの	70° < N ≤ 75° (約3分勾配)	H ≤ 2m	40	40	35 cm以上で 0.15H以上	30 cm以上	60 cm以上で 0.2H以上
		2m < H ≤ 3m	50	45			
	65° < N ≤ 70° (約4分勾配)	H ≤ 2m	40	40			
		2m < H ≤ 3m	50	45			
	N ≤ 65° (約5分勾配)	H ≤ 3m	40	45			
		3m < H ≤ 4m	50	60			
第三種 その他の土質	70° < N ≤ 75° (約3分勾配)	H ≤ 2m	85	85	45 cm以上で 0.2H以上	30 cm以上	60 cm以上で 0.2H以上
		2m < H ≤ 3m	90	75			
	65° < N ≤ 70° (約4分勾配)	H ≤ 2m	85	85			
		2m < H ≤ 3m	105	70			
	N ≤ 65° (約5分勾配)	H ≤ 3m	80	80			
		3m < H ≤ 4m	95	95			

※裏込材の厚さについて、切土部は30cm程度の等厚とすることができる。

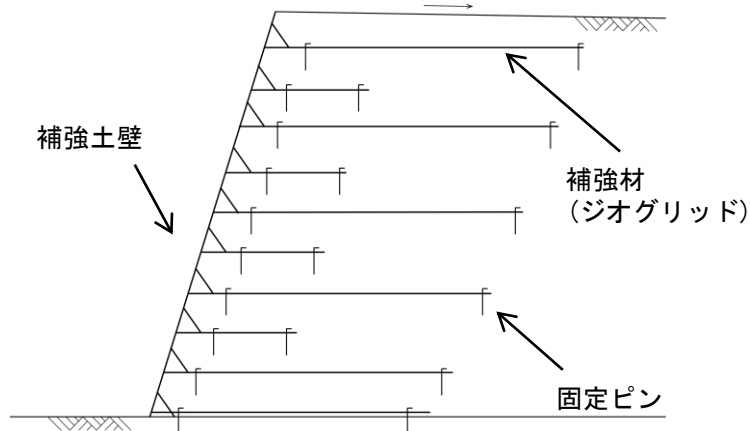
崖面崩壊防止施設の技術基準（主なもの）

- 崖面崩壊防止施設は、地盤等の条件から擁壁の機能・性能の維持が困難な場合に用いられる代替施設
- 工種により地盤の変形への追従性や透水性が異なるため、崖面の特性に応じて適切な工種を選定
- 擁壁と同様に構造計算により安全性の確認（常時）を実施

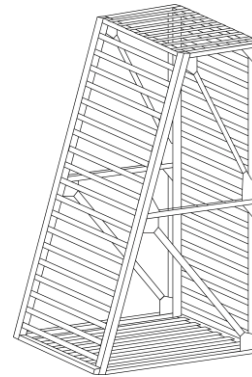
＜崖面崩壊防止施設の構造計算の方法＞

工種に応じて、各技術基準の定めにより適切に実施

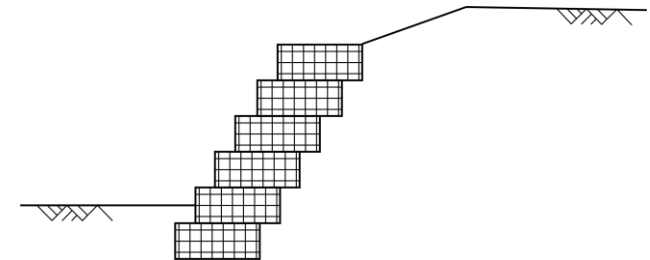
＜ジオテキスタイル補強土壁工の例＞



＜鋼製枠工の例＞



＜大型かご枠工の例＞



のり面保護工の技術基準（主なもの）

○盛土のり面の侵食・崩壊を防ぐため、のり面・地表面の保護を実施

○のり面の状況に応じた適切な工法によりのり面を保護（法面保護工法選定フローにより法面保護工を選定）

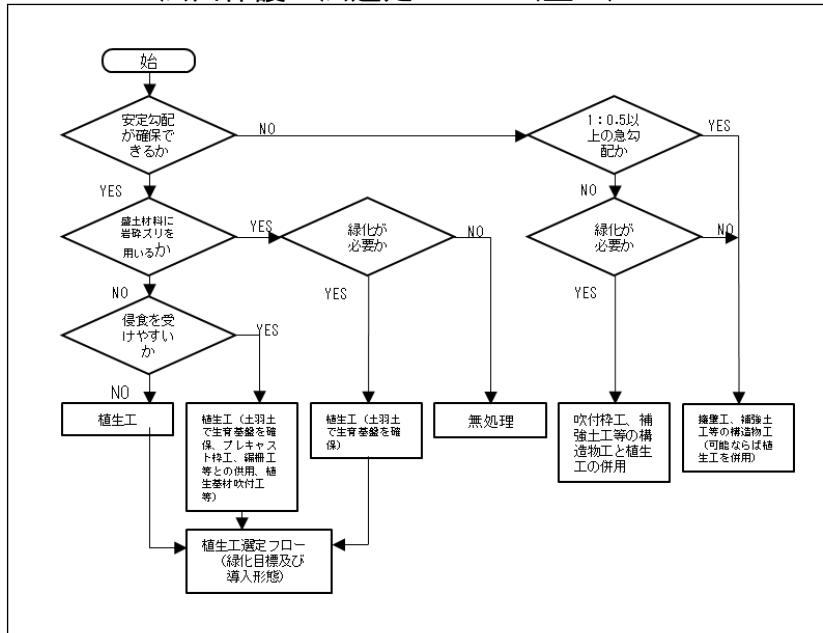
土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁 / 崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度以下）	法面保護工 ※1(法面保護工法選定フロー参照)
切土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁 / 崖面崩壊防止施設 ※2
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度以下）	法面保護工（法面保護工法選定フロー参照） 法面保護工 ※1 (法面保護工法選定フロー参照)

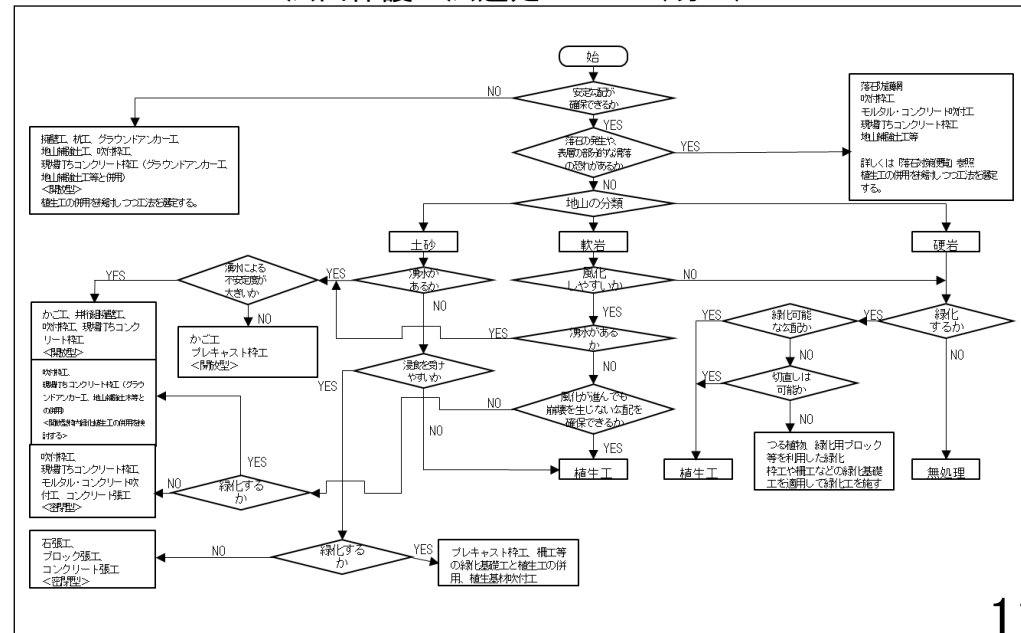
※1 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く

※2 擁壁の設置を要しない切土法面の土質・勾配を満足する場合を除く

法面保護工法選定フロー（盛土）



法面保護工法選定フロー（切土）



排水・治水対策の技術基準（主なもの）

- 開発事業等実施地区及び周辺に溢水等の被害が生じないように、当該地区内の雨水・地表水並びに当該地区外から流入する雨水・地表水や地下水を安全に流下させるための治水・排水対策を実施
- 具体的な基準については、県開発許可基準を準拠

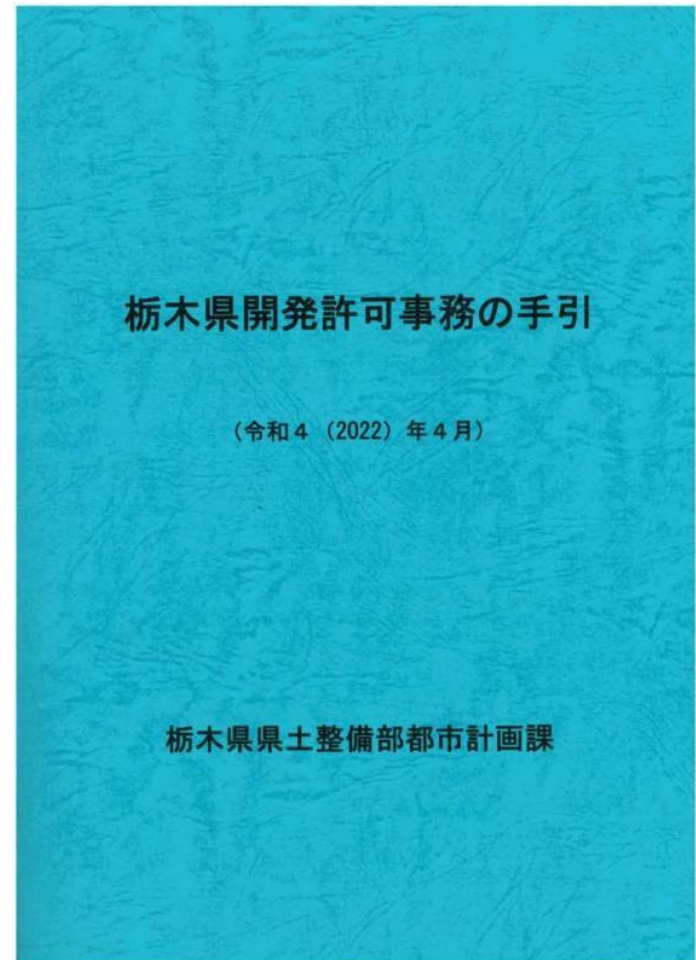
治水・排水対策（流末の確保等）の詳細な基準については、栃木県開発許可事務の手引をご確認ください。

< 県開発許可基準（主なもの） >

- ・ 計画雨水量の算定
- ・ 排水施設の流下能力の算定
- ・ 調整池等の設計
- ・ 浸透施設の設計 等

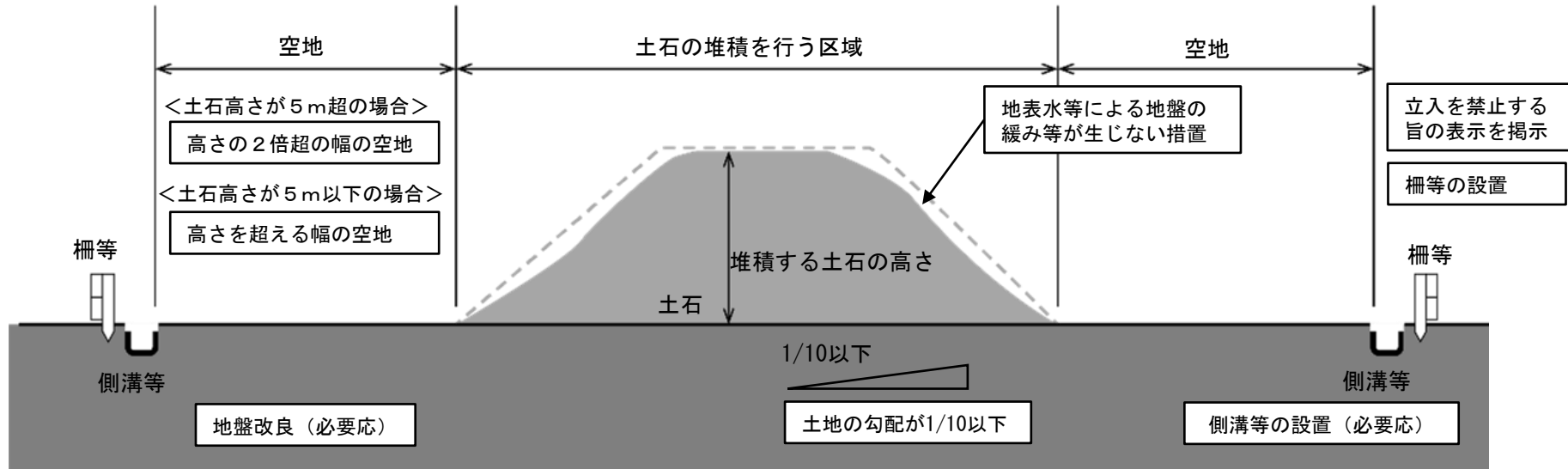
※ 栃木県開発許可事務の手引は県HPで公表中

⇒https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/kaihatsukyoka/kaihatsu_tebiki.html



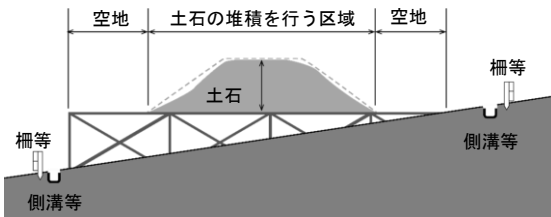
土石の堆積の技術基準（主なもの）

- 土石が崩壊した場合に周辺の土地に影響を及ぼさないように安全対策を実施（空地の確保、柵等の設置等）
- 雨水や地表水により土石の崩壊が生じないように適切な排水措置を実施



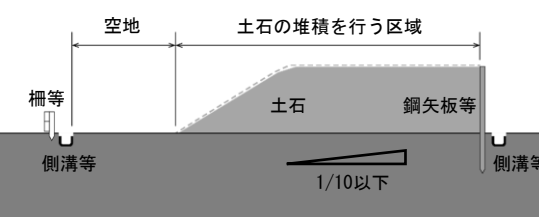
＜土地の勾配が1/10を超える場合の追加措置＞

- 土石の堆積を行う面を有する構台等の堅固な構造物
- 土石を行う面の勾配が1/10以下
- 土石の滑动等を支えることができる構造



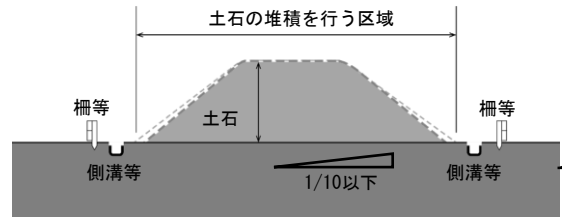
＜空地、柵等を設けない場合の追加措置①＞

- 土石の高さを超える鋼矢板等の措置（土圧、水圧等で損壊等しない構造）
- 土地の勾配が1/10以下



＜空地、柵等を設けない場合の追加措置②＞

- 防水シート等で覆う等の措置
- 堆積した土石の斜面を安定させる
- 土地の勾配が1/10以下



盛土の締固めの留意事項（主なもの）

- 盛土材料の安定性を確保するために、まき出し厚さ概ね30cm以下で、十分な締固めを実施
- 締固めに当たっては、原地盤の処理を行った上で、適正な盛土材料・施工方法により実施

<原地盤の処理>

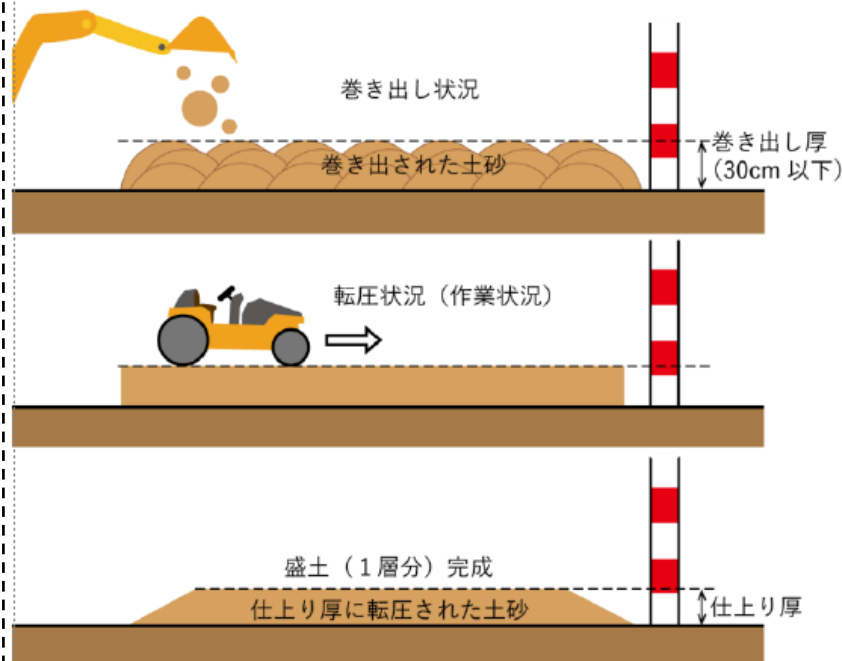
- ・盛土と基礎地盤のなじみをよくするため、原地盤の処理を行う（伐開除根、段差を平坦にかき均す）

<盛土材料>

- ・盛土材料の搬入にあたっては、適切な盛土材料であることを確認
- ・現地発生材等を使用する場合は、性質を十分把握し、適切な対策を実施
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにする

<施工方法>

- ・1回の敷均し厚さ（巻き出し厚さ）を概ね30cm以下に設定
- ・適切な締め固め用の機械で十分に締め固める



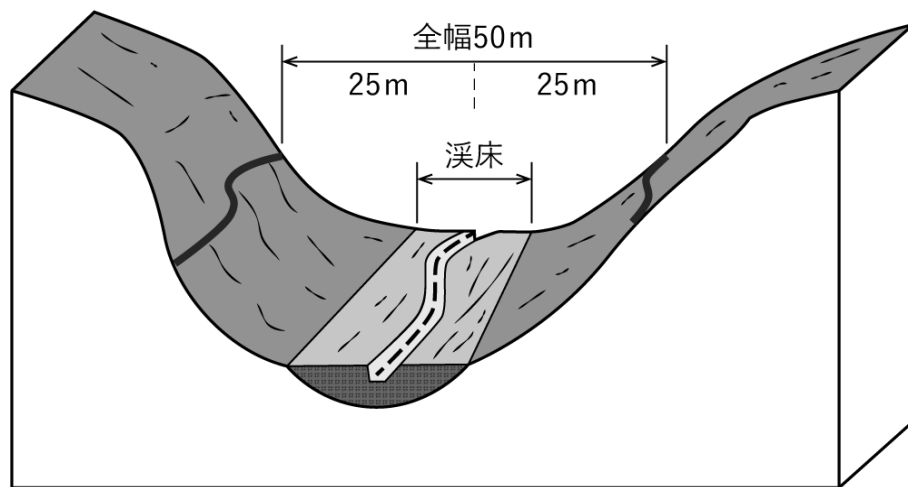
溪流等の範囲

○溪流等とは、常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形で、溪流及びそれに接する集水地形（ゼロ次谷等）の総称

＜溪流等の範囲＞ 溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲

○溪流等の大まかな位置を示した図面を県が作成し今後公表するため、当該図面を参考に、申請者が周辺地形等を確認の上、溪流等への該当性を判断し、許可申請の審査においてはその妥当性を確認

＜溪流等の範囲＞



溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害になりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。